

平成22年検第33333号

起 訴 状

平成22年12月17日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁

検察官 検 事 宮 澤 賢 治 郎

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 東京都荒川区北日暮里5丁目3番地

住 居 東京都荒川区北日暮里5丁目3番4号 すみよさ荘203号

職 業 会社員

(勾 留 中)

伊 集 院 隼 人

昭和50年3月19日生

公 訴 事 実

被告人は、平成22年11月25日午後10時ころ、東京都荒川区西千住6丁目13番1号西千住第三公園前付近路上において、武者小路実^{むしやのこうじみのる}(当25年)と胸ぐらをつかみ合う等する体勢となり、「この野郎」と怒鳴りながら、自分の体を左方向にねじり反転させるとともに、左手でつかんでいた同人の右腕を強く前方に引いて同人を地面にたたきつけるように投げ飛ばし、同人をコンクリート路面に仰向けに転倒させて後頭部を強打させ、よって同人を同年11月26日午前0時05分ころ、同区東千住3丁目2番3号東千住病院において、後頭部左側^{さつか}擦過^{だぼく}打撲による硬脳膜外血腫等^{こうのうまくがいちしゅとう}により死亡するに至らしめたものである。

罪名及び罰条

傷害致死

刑法第205条